

ID: 377

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	被保険者証の交付		
法令名 根拠条項	介護保険法 第12条第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (届出等) 第12条 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第26条の規定による。 (被保険者証の交付) 第26条 市町村は、第1号被保険者並びに第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。 2 第2号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 3 前項の場合において、市町村は、当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日